

■ 5—5 知的財産権について

本項ではゲーム業界で働く上で忘れてはならない「知的財産権」について解説する。知的所有権（知的財産権）とは、**特許権、実用新案権、商標権、意匠権**、そして**著作権**などの総称である。これらの知的所有権を他者が勝手に使用することは法律で禁じられている。

特許、実用新案、商標、意匠の4つと著作権は性質の違う権利である。

まず特許、実用新案、商標、意匠の4つの権利を判りやすい言葉で表すと、

- ・特許は、それまで誰も考え出していなかった商品やサービスに応用できる新発明、
- ・実用新案は、特許ほど斬新ではないが、役に立つと思われる小発明、
- ・商標は、商品やサービスにつけられる名称、
- ・意匠とは、形、色、模様などのデザイン、

となる。

これらの4種類の権利は、その内容を書類にして国に申請し、権利として通用すると判断されれば、登録料を国に支払うことで登録が完了し、一定期間、国の保護の下で権利として通用することになる。

例えばゲームの場合、データを高圧縮する新技術や、仲間のキャラクターが自立的に行動する優れたプログラムを開発したとすると、それらは特許や実用新案として登録できる可能性がある。ゲームのタイトル名は商標として登録申請する。タイトルロゴの形状は意匠として登録することができる。

これらの権利は登録しておかないと、他者が似たような商品を売り出しても、権利を主張することはできない。特許、実用新案、商標、意匠の申請登録は早いもの勝ちとなっている。

著作権は何らかの創作物が生み出された時点でその権利が発生し、国に申請する必要は無い（著作権の申請という制度自体が無い）。例えば小説、漫画などはそれを書いた（描いた）作者のものであり、出版したり映像化するには作者の許可が必要となる。ゲームも同様で、それを開発した会社（個人で開発した場合はその個人）の著作物となる。

著作物の全部あるいは一部を無断で使うことは著作権に触れる行為である。

ゲーム業界では、長年、**他社のヒット商品を真似る**ということが繰り返されてきた。真似過ぎれば著作権の侵害＝法律に触れることになるが、似過ぎていなければ著作権の侵害とはならない。元の商品とどこまで似ていると法律に触れ、どれほど違いがあれば許されるかの線引きは難しく、通常は常識の範囲で判断することになる。

先に述べたようにゲームは売れる売れないのリスクが大きい商品であり、会社としては売れる可能性の高いものや堅実に売れる商品を作りたい。そこで売れているものに似た商品を作ることが起きる。ゲーム業界に限らず、他社のヒット商品の類似品を作るビジネスは、多くの業界で行われていることであるが、著作権を侵害することをしてはならない。

クリエイターを目指す方は、思い入れのあるゲームがあり、いつかそんなゲームを作りたいと考えている人も多いであろう。その気持ち自体はクリエイターを目指すモチベーションとして重要であり、良いことである。ただその思い入れのあるゲームを越えることを目標として欲しい。私は大学や専門学校で生徒達の手が書いたゲームのアイデア書や企画書の評価してきたが、時々、その内容は過去に発売されたゲームほぼそのままというものがある。ゲーム業界を目指す方は本項で説明した権利の存在を理解

することと、そしてアイデアをまとめる際に過去に似たゲームが発売されていないかを調べることを忘れないで欲しい。

ゲームに限らず、映画やアニメなどで別の作品が元ネタになって作られたというものが存在している。世界的に有名な作品に実は元ネタがあるということもよく聞かれる話である。それらは単に元ネタを真似たのではなく、斬新なアイデアを盛り込み、元ネタを越える作品となっているわけだ。

最後にもう一つ、ゲーム業界で働く上で忘れてはならない権利に**肖像権**がある。肖像権を判りやすく説明すると「人の容姿はその本人が権利を持っているので、勝手に使ったり商品化してはいけない」となる。例えば人気アイドルに似た女性キャラをゲームに登場させようなどと安直に考えると法律に触れる恐れがあるので注意して欲しい。アイドルや著名な方の容姿だけでなく、肖像権は誰の容姿にも存在することも忘れてはならない。

コラム「権利は早い者勝ち」

私の会社でガラケー時代に「ラストフロンティア」というRPGを開発し、あるゲーム配信会社さんの公式サイトから発売していた。スマートフォンの時代になり、そのゲームのスマートフォン版を開発、完成させ、配信間近になった時、何とバンダイナムコが“ラストフロンティア”という商標をとってしまっていることが判明した。私の会社はラストフロンティアの商標申請をしていなかったのである。そのため、このタイトルのままでは発売できなくなり（発売すればバンナムから発売停止の要請がある、あるいは勝手に商標を使っていると訴訟を起こされる可能性がある）、急遽タイトル変更して発売した苦い経験がある。このように特許、実用新案、商標、意匠の4つは、先に国に申請したものの権利となる。自分が先に商品化していたとしてもダメなのだ。小さな会社や個人でも、資金に余裕があるなら必要な権利を押さえておく（＝国に申請する）に越したことはない。